

玉議第 102号  
令和3年12月22日

玉城町長 辻村 修一様

玉城町議会議長 風口 尚



### 喫煙場所設置に関する要望書

表題の件について、別添のとおり総務産業常任委員会より提言がありましたので、協議のうえ、下記により玉城町議会の総意として要望いたしますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

#### 記

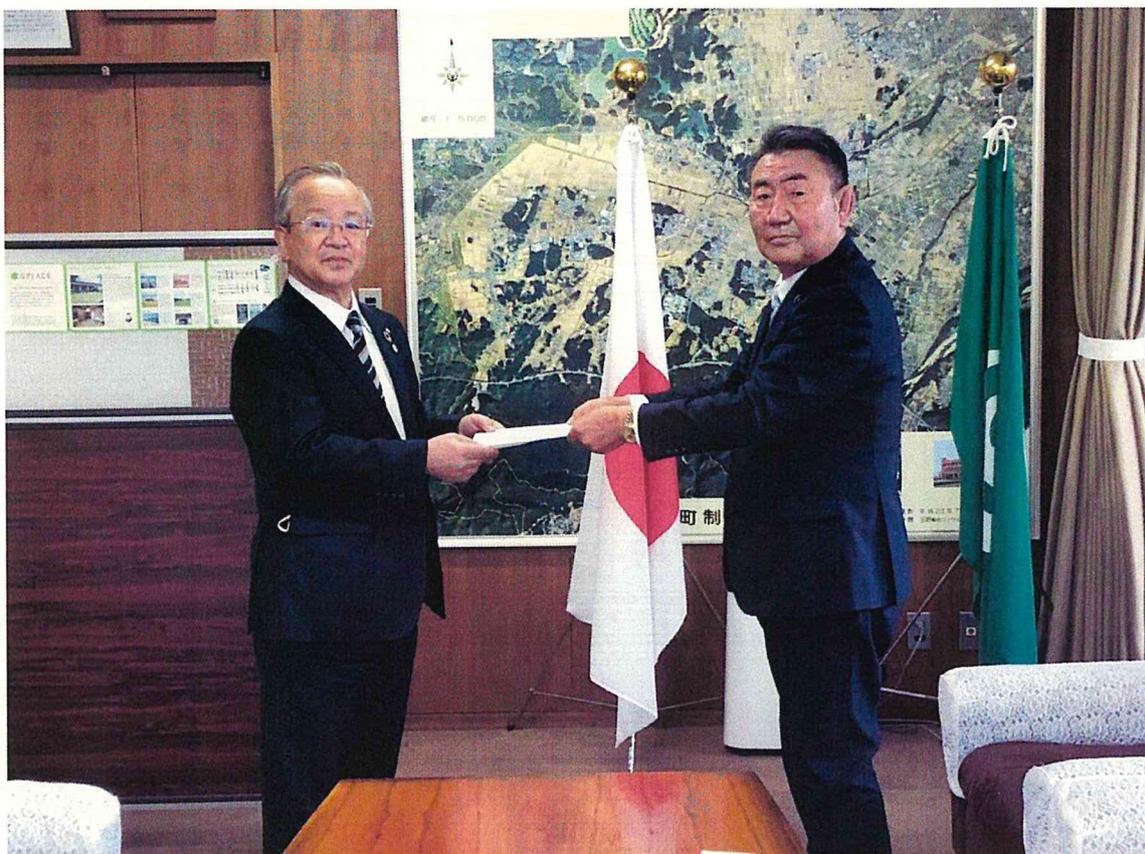
平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、「改正健康増進法」という）が公布（令和2年4月施行）されたことにより、玉城町では「玉城町公共施設等における受動喫煙対策基本方針」が定められ、役場庁舎並びに敷地内は令和元年7月より全面禁煙とされていますが、職員のみならず来訪者も含め、喫煙者にとっての嗜好品を全面的に禁止することは、厳しい措置ではないかと思われまます。

しかしながら、改正健康増進法第28条13で定義する「特定屋外喫煙場所」を設置すれば、第一種施設である行政機関の庁舎においても例外的に「特定屋外喫煙場所」での喫煙は認められており（同29条）、この措置により受動喫煙を防止することは可能です。

健康増進の観点からも、決して喫煙を推奨するものではありませんが、多様な人の要望に即した環境の整備は必要なことであると考えます。

よって、受動喫煙防止のための啓発を行い、健康に配慮し快適で良好な施設環境づくりの実施を促進するとともに、必要な措置に基づいた喫煙場所の設置を要望します。

「喫煙場所設置に関する要望書」を辻村町長へ提出しました。



令和3年12月22日 AM11:00～ 町長公室にて  
(左から 辻村修一町長、風口 尚議会議長)